

令和3年度「新しい生活様式」における障害のある人への理解促進に係る 動画制作業務仕様書

1 事業の目的

障害者差別解消法及び静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例が目指す共生社会を実現するため、「新しい生活様式」を踏まえた「合理的配慮の提供」のモデル事例を紹介する動画を制作し、障害のある人への差別解消に向けた企業や県民の理解促進を図る。

2 実施期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

3 業務内容

「新しい生活様式」を踏まえた障害のある人への理解を深めるための動画の制作及び当該動画を収録したDVDを作成するものとし、受託候補者として決定した場合は、企画提案を基に静岡県及び当事者団体と協議を行った上で内容を決定する。

(1) 企画提案

制作する動画の内容は以下のとおりとし、事例、シナリオ、手法、演出等を提案する。

ア テーマ

- ・障害の社会モデルと心のバリアフリー
- ・コロナ禍での新しい生活様式によって生じる、障害特性ごとの日常生活の困難事例と合理的配慮の具体例
- ・障害者差別解消法の改正による民間企業における合理的配慮の提供の義務化

イ 制作する動画の数量は、以下のターゲットごとに各1編（計2編）とする。

ターゲット	民間企業向け (本編)	一般県民向け (ダイジェスト版)
収録時間	15～20分程度	5分程度
活用方法	企業内研修等での活用	県HP、YouTube等による配信
動画の構成 イメージ	・障害の社会モデルと心のバリアフリー ----- ・コロナ禍での新しい生活様式によって生じる、障害特性ごとの日常生活の困難事例と合理的配慮の具体例 ----- ・障害者差別解消法の改正による合理的配慮の提供の義務化	

(参考：障害特性ごとに合理的配慮が求められる主な事例)

障害特性	新しい生活様式における困難事例	合理的配慮の具体例
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの人との身体的距離がとりづらい。レジ等の順番待ちの位置を把握できない。 ・商品を手で触れながら選ぶことを理解されにくい。 ・支援者の肩に手を置いたり腕をつかんで誘導してもらう必要があるが、周りの人に理解されず不快に思われてしまう。 ・ワクチン接種など重要な情報に関する郵送物に点字情報がなく内容を把握できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性を理解し、困っている様子に気づいたら近寄って声をかける。 ・相手の意向を確認した上で誘導、代読等の援助を実施する。 ・大切な情報は、放送や音声ガイドでも周知する。 ・視覚に障害のある人への郵送物には点字や拡大文字を付記する。
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクやビニールカーテンで相手の表情や口の動きが読み取れない。 ・周りみんながマスクをしているため、話しかけられていることに気づきにくい。「無視した」と誤解される。 ・ワクチン接種など事前申込が必要な手続きの連絡手段が電話に限られ、意思を伝えることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・話しかけても反応がないときは、身振りや指差しでのコミュニケーションを試みる。 ・レジや窓口に筆談用の用紙やコミュニケーションボード、音声認識アプリを用意し、これらの利用が可能であることを分かりやすく掲示する。 ・電話以外にFAXやメールによる申込みや問合せにも柔軟に対応する。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子で移動中に坂道や段差で周りの人の手助けを頼みづらい。 ・車椅子使用者には店頭の手指消毒液の位置が高すぎる。足踏み式ものは使用することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている様子に気づいたら声をかけ、障害物の除去や移動を援助する。 ・手指消毒液は車椅子使用者が利用できるものを併せて設置する。
知的障害 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚過敏のためマスクを着用できない人やマスクの必要性を理解できない人もいる。 ・周りの人と適切な距離をとる意味を理解しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害や体質によってマスク着用が難しい人がいることを理解して対応する。 ・拒否的な態度は示さず、伝えたいことをゆっくり、具体的に話す。 ・レジ等で並ぶ位置を示すときは、靴のマークを表示するなど立ち位置を分かりやすくする。

(2) 制作

ア 実施体制

- ・効果的かつ効率的な業務履行のため、実施体制を明確化すること。
- ・制作に従事する主たる責任者及び作業者は、映像制作の実績を有すること。
- ・業務従事者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替人員を充てられる体制を有すること。

イ 資料及び情報の収集

- ・当該動画制作に必要な資料、情報等については可能な限り受託者で収集する。
- ・静岡県から示す参考資料は以下のとおり。

①政府広報オンライン

知っていますか？街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>

②内閣府ホームページ

障害を理由とする差別の解消の推進

(法律「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（差別解消法）」)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

③静岡県ホームページ

障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/sabetsukaishou/barrierfreedouga.html>

「心のバリアフリー～障害者差別解消法が目指す共生社会の実現～」動画

ウ 撮影・編集

- ・当該動画制作に必要な撮影や映像素材の作成を行うこと。
- ・映像の加工・編集、音楽・音声やナレーションの付加、字幕・テロップの付加、手話通訳の挿入を行うこと。
- ・人物を撮影する場合は、肖像権に関する必要な手続きを行うこと。
- ・BGM等のための音楽素材の使用については、基本的にオリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾を要する場合は必要な手続きを行うこと。
- ・必要に応じて静岡県と映像の試写を行うこと。試写後、静岡県と修正箇所を確認の上、必要な修正を行うこと。
- ・映像名義は以下のとおりとすること。

企画・著作：静岡県

制 作：受託者

エ DVDの作成

制作した動画を収録したDVDの仕様は以下のとおりとする。

- ・一般的な家庭用プレーヤー及びDVD再生機能付きパソコンでの再生が可能なデータ形式とすること。
- ・レーベル面に動画のタイトルを印字すること。

4 業務完了報告

本業務完了後、本業務で実施した内容をまとめた報告書及び次の成果品を令和4年3月18日（金）までに提出すること。

- (1) 制作した動画データ一式（CD-R又はDVD-R）
- (2) 制作した動画データを収録したDVD 10枚
- (3) 本業務のために撮影・作成した映像、写真等一式（CD-R又はDVD-R）

5 契約に関する条件等

(1) 契約金額

契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として業務完了報告後とする。

(3) 再委託の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に静岡県に対して書面により、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

(4) その他

ア 本業務により制作された成果物及び本業務を遂行するために撮影した映像素材等の著作権は静岡県に帰属するものとする。

イ 静岡県は、当該制作物を本業務完了以降に別途、編集して使用できるものとする。

ウ 本業務の受託者が、本業務完了後に納品した成果物の活用、再編集等を行う場合は、静岡県の許可を得なければならない。

エ 静岡県が受託者に委託料として支払う金額のほか、上記実施に伴い生じる一切の経費は、受託者の負担とする。

6 応募書類提出・問い合わせ先

静岡県健康福祉部障害福祉課身体障害福祉班

所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3737

F A X 054-221-3267

E-mail shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp